



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2024 年 8 月号

No.281

No.281 (2024 年 8 月号) &lt;7 月 25 日発行&gt;

## 今月号の注目情報

生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・  
スキルの考え方 2024  
～変革のための生成 AI への向き合い方～



### 巻頭言

#### 『「公認システム監査人」発展の期待』

会員番号：1750 館岡均（副会長 認定委員長、

情報セキュリティ監査研究会主査）

近年、サイバーセキュリティ／情報セキュリティ対策の重要性が多くの中で話題となる中で、それらの対策を盤石にするためにはシステム監査が必須であり、社会全体でその重要性を再認識する必要があります。併せて、「公認システム監査人」の活躍が必須です。「公認システム監査人(CSA : Certified Systems Auditor)」および「システム監査人補(ASA : Associate Systems Auditor)」資格制度は、1999 年に通商産業省（現経済産業省）の産業構造審議会・情報化人材対策小委員会の提言を受けて誕生しました。

「公認システム監査人」の資格を保有することで、その経験や知見を生かして昇進や転職・再就職を成功させた方が多数います。また、独立して活躍する方々も多く存在します。「公認システム監査人」の活躍の場は、組織の経営陣、内部監査部署、情報システム部署、営業部署、開発・保守部署、品質保証部署、プロジェクト、審査機関、監査法人、教育機関、弁護士、公認会計士、政府・自治体職員、CIO 補佐官、各種評価委員など多岐にわたります。また、サイバー／情報セキュリティ監査、ISMAP、CSIRT 関連の場でも活躍しています。

「公認システム監査人」は「情報セキュリティサービス基準」や「ISMAP」において、監査に従事できる資格として認められており、多くの「公認システム監査人」の参入が期待されています。

当協会の特別認定制度のプロフェッショナル資格には、PMI が認定するプロジェクトマネジメント資格「PMP (Project Management Professional)」、および IIA が認定する資格「内部監査人」なども加えられています。今後、多くの PMP や内部監査人が「公認システム監査人」を取得し、プロジェクト監査、内部統制／IT 統制等々にて活躍する、ことが期待されています。また、急速に広がる IoT や AI の分野に精通し、専門家と協力してシステム監査を行うことも求められています。当協会には優れた人材が集まり、「公認システム監査人」の活躍の場がさらに広がることを願っています。

以上

各行から Ctrl キー+クリックで  
該当記事にジャンプできます。

## <目次>

○ 巻頭言 .....	1
【 「公認システム監査人」発展の期待 】	
1. めだか .....	3
【 時代が求めるシステム監査 - おどろきの中国 - 】	
2. 投稿 .....	4
【 投稿 】 検討途上の能動的サイバー防御を展望する～クリアすべき課題と留意事項	
【 エッセイ 】 城塞	
【 コラム 】 システム監査のための会計・法律・数学・理科・教育課程再入門 (8)	
3. 本部報告 .....	12
【 第 288 回月例研究会：講演録 】	
テーマ：「JUAS「企業 IT 動向調査 2024」の結果からみる、転換期に挑み輝く IT 部門の役割」	
4. 注目情報 .....	14
【 生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方 2024 ～変革のための生成 AI への向き合い方～ 】	
5. セミナー開催案内 .....	15
【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】	
6. 協会からのお知らせ .....	16
【 2024 年度秋期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集 】	
【 新たに会員になられた方々へ 】	
【 協会行事一覧 】	
7. 会報編集部からのお知らせ .....	20

## めだか 【 時代が求めるシステム監査 - おどろきの中国 - 】

「時代が求めるシステム監査」を考える。時代が求めるとは、大きくは気候変動、戦争、ウイルスによるパンデミック等で時代が求めるもの、システム監査が求められるのは正しさである。生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代に、システム監査やシステム監査人に求められているものは何か、そしてその先は何か、を考えていきたい。



資料によると次のようなことが書かれている。“中国が、こんなに存在感を増しているのに、私たちは中国のことを知らない。中国についてとてつもなく饒舌に語られているのに、日本人を含む中国の外の者には、中国という社会がわからない。”また、“日本人にとっては、西洋もときに理解するのが困難だが、それは、西洋が日本から遠く隔たっていて、その文化的な影響を本格的に受けるようになってから日が浅いことが大きな原因になっている。しかし、中国は、日本のすぐ隣にあって、歴史的にも深いつながりがあるのに、現在の日本人にとって西洋以上に謎である。”という。中国を見て考えてみよう。

中国において、“儒教は政治家のリーダーシップを重視する。易姓革命により「天」すなわち農民の総意により皇帝を選び、政治家は科挙により選ばれ順番がつけられる。昔から、中国の人々は、日本人にくらべてアグレッシブである。自己主張が強い。自分の個人的な能力で人生を生きていこうと思っている。そして人々は安全保障の優先順位がきわめて高い。政府が存在する理由は安全保障のためと言ってもいいぐらいでそのことを誰もが深く理解している。「幫」という中国における社会関係の原理もそれが結ばれる動機は安全保障である。現在、中華人民共和国は、中国共産党の約 8 千万人が政治家のリーダーシップを、そして残りの部分は、農民や都市の住民として政治にパッシブな人々となっている。

1949 年 中華人民共和国の成立（毛沢東主席、周恩来首相） 1966 年 文化大革命開始（～76 終）  
1985 年 天安門事件 1992 年 鄧小平の南巡講話「社会主義市場経済」 2012 年 習近平総書記

鄧小平は南巡講話で「しゃがいしゆぎしちやうけいざい社会主義市場経済」をおおやけに認めた。市場経済は、モノの売り買いのほか生産要素（土地、労働、資本）の市場があって、それらが自由に売買できなければならない。市場経済であるためには、労働市場で国が就職先を配分するのをやめ、ついで、土地の「五十年使用権」、「七十年使用権」等が設定され、不動産が商品化し、資本市場は商業銀行が成立し、株式市場も成立した。”という。

まさに驚きの中国、Astonishing China である。日本は各国と立ち位置をいかに取るのが正しいのか、この時々刻々と変化する時代が求める根本的なものはなにか、システム監査が求められるもの、すなわち正しさを考え、さまざまな出来事と自らの役割に対してあらためて考えてみる必要がある。（空心菜）

資料：「おどろきの中国」橋爪大三郎 x 大澤真幸 x 宮台真司 著 講談社現代新書 2182

（このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、S A A J の見解ではありません。）

<目次>

**【投稿】 検討途上の能動的サイバー防御を展望する～クリアすべき課題と留意事項**

会員番号 0436 大石正人

グローバルな環境として「サイバー空間・海洋・宇宙空間・電磁波領域等におけるリスクが深刻化」している、という認識に立ち、2022年に策定された国家安全保障ですが、その取組の一つとして、「①サイバー安全保障」が掲げられ、具体的な戦略として「サイバー防御の強化。能動的サイバー防御の導入及びその実施」が打ち出されました。

ここでのキーワードは「能動的」サイバー防御、あるいは「アクティブディフェンス」です。能動的、という意味は、防御するだけでなく、先回りして攻撃することも辞さない、ということですから、見方によっては、非常に議論を呼んだいわゆる安保三文書に盛り込まれた「敵基地攻撃能力」の確保と相通じるものを感じます。かなり大胆な考え方に見受けられます。

もちろん、能動的防御について、いきなり攻撃意図のある主体に先制攻撃しようとするものとは限りません。まずは国家レベルでの体制を整えて、その準備を始めよう、というわけです。

内閣官房にはこれまでもNISC（内閣サイバーセキュリティセンター）が設置され、国全体のサイバーセキュリティ戦略（最近では情報セキュリティとは言わないようです）を立案し、電力や通信、運輸などの重要インフラにおけるセキュリティ対策の底上げを図ってきました。しかしながら例えば、JAXA（宇宙航空研究開発機構）で2023年夏から複数回にわたりサイバー攻撃を受け、「外部の企業や機関などと秘密保持契約を結んでいる機密性の高い文書などにも不正にアクセスされた可能性がある」と報じられています（JAXA自身はノーコメントで通しています）。

こうしたなかで、報道によれば、2024年7月から、各府省庁や独立行政法人などが活用するソフトウェアの弱点を常時点検するため、検知システムの導入、運用を実施する、としています。おそらくこれまでも同様の取り組みはあったと思いますが、監視体制の強化などに本腰を入れる、ということなのでしょう。

（注）「省庁や独立行政法人の脆弱性、24時間体制でチェック…内閣サイバーセキュリティセンター」

読売新聞 <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20240623-OYT1T50122/> 2024/06/24 05:00 閲覧

ただ国のレベルでは先述のNISC以外にも警察庁でもサイバーフォースセンターが全国の警察組織を束ねる形で活動していますし、防衛省もサイバー防衛に関する連絡協議会を2013年7月から運営しているほか、サイバー整備課が2023年7月に設置されています。国家安全保障のコントロールタワーの役割をどこが担うのか、改めての整理が必要になっていました。

（注）サイバーフォース | 警察庁 Web サイト

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/what-we-do/cyberforce.html>

また防衛省も、2013年7月に、サイバーセキュリティに関心の深い防衛産業10社程度をメンバーとする「サイバーディフェンス連携協議会」を設置し、防衛省がハブとなり、防衛産業間において情報共有を実施することにより、情報を集約し、サイバー攻撃の全体像の把握に努めることとしています。

・防衛省・自衛隊：内部部局の組織図 [https://www.mod.go.jp/j/profile/mod\\_sdf/sosikizu/inner/](https://www.mod.go.jp/j/profile/mod_sdf/sosikizu/inner/)

いずれにしても「能動的」サイバー防御の体制を整備すべく、国家安全保障戦略に基づき、「サイバー安全保障の政策を一元的に総合調整する」役割を担う新たな組織として、首相を補佐する国の機関である内閣官房に「サイバー安全保障体制整備準備室」が2023年1月に設けられました。同室が事務局となり、2024年6月7日に「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」の初回会合が開催されました。同会合の議事要旨によれば、官民の情報共有・民間支援、通信情報の利用、攻撃者のサーバ等の無害化の3テーマに関するテーマ別会合が開催され、その結果が2024年7月8日の第2回有識者会議で報告されたようですので、論点を整理しながらまずは議論を深めていく段階にあります。

(注) サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議 | 内閣官房ホームページ

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber\\_anzen\\_hosyo/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html)

政府を標的にしたサイバー攻撃はすでに日常茶飯事になっています。2024年6月にもインドネシア政府のデータセンターが大規模なサイバー攻撃を受け、「44政府機関に影響、出入国管理業務が混乱したほか、主要空港の運営に数日間影響したとのことです。その後出入国管理局や投資調整庁など5つの機関のデータは復旧し、残り39の政府機関のシステムに障害が出ている」とのこと。また別の報道では影響を受けているのは282機関で、44機関は復旧準備ができていますが、残りはバックアップデータを持っていない(日経新聞)とのこと、でした。

同国政府はこの事案を踏まえ、各政府機関に対するデータバックアップの義務付けと、政府のデータセンターのセキュリティ対策協会のための作業部会(タスクフォース)を立ち上げました。同国は政府が運営するデータセンターに情報を集約し、行政手続きなどの効率化を進めてきたとのことですが、今回の事案を見ても情報セキュリティ面ではまだまだ課題があるようです。

(注) ロイター通信社「インドネシアのデータセンターにサイバー攻撃、44政府機関に影響」

<https://jp.reuters.com/world/MUQZMZHIZJMLNSF5ZKBDDF4TM-2024-06-27/>

日本経済新聞「インドネシア政府にサイバー攻撃 282の機関で障害」

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM019RX0R00C24A7000000/>

東京五輪2021の際も、相当な規模のサイバー攻撃があったようですが、同五輪組織委員会は2021年9月30日、「大会運営に影響を及ぼすサイバー攻撃は確認されなかった」と理事会で総括した、とされています。間近に開催が迫ったパリ五輪もロシアの侵攻や中東情勢の不安定化に伴うテロ対策に一番気を使っているにしても、サイバー攻撃に対して相当な警戒態勢を引いて準備しているものと推察されます。

パリ五輪については、実際に米国のセキュリティ会社からも警告がなされ、ウクライナやイスラエル事案でも暗躍するハクティビスト、と呼ばれる示威集団(特にロシアが支援するグループ)の脅威が増している、と

しています。また AI を活用した偽情報の拡散、なども懸念されています。五輪事業は開催国にとって威信にかかわるものだけに、セキュリティ面で脆弱だとみなされれば、大きなダメージを被りかねません。

(注) Hurdling Over Hazards: Multifaceted Threats to the Paris Olympics | Recorded Future

<https://www.recordedfuture.com/jp/hurdling-over-hazards-multifaceted-threats-to-the-2024-paris-olympics>

いずれにしても、国家レベルでのサイバー防御を高度化していくうえで、ランサムウェア攻撃などが顕在化してからの「受動的」対処では不十分なので、平素からのモニタリングにより情報を収集して「分析」し、予兆を「検知」し、NISCないしその後継組織がコントロールタワーとなり、関係機関に適時に情報を提供し、シームレスに連携して事態に対処する「能動的な」体制の構築が必要だとされているのです。

ただ、先述の「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」でも研究テーマとして示されている通り、民間の通信事業者が提供するサービスにおいて、憲法 21 条で保障されている「通信の秘密」保護に対して、公共の福祉との関連でどこまで一定の制限をかけられるのか、「攻撃者のサーバ等の無害化」のために、能動的なサイバー防御を名目にして、例えば海外事業者の通信やシステム機器へ侵入し、無害化のための措置をとる場合、それは攻撃とみなされて違法とされないのか、など検討課題は山積しています。通信の秘密などとの関連で、電気通信事業法、不正アクセス禁止法、刑法など関連法令の改正など、法制面の検討、整備も欠かせません。だからこそ、先の有識者会議も、時間をかけて検討していこうとしていると理解しました。

インドネシアの事例に見られるように、政府機関のシステム集約化を進める中で、データセンターが標的になったり、ライフラインや国民生活に不可欠なサービスを提供する重要インフラ事業者に対して、事業中断を図ったり、国家の中核機能を麻痺させる試みであったり、広義の安全保障をめぐる環境は厳しさを増しています。だからといって、平素から危機管理的な発想で通信の秘密など、国の基本法が保護する権利の保護を疎かにしてはなりません。

安全保障という国家的な利益と個人の秘密、二つのセキュリティの保護をどのようにバランスさせていくか、まだまだ国民的な議論が必要な分野だと考えています。

国家安全保障の錦の御旗のもとに華々しく打ち上げられた「能動的サイバー防御」については、憲法に定める基本的人権を侵害しかねない、という意味でも、これまでとは異次元の措置になりますので、慎重な検討が求められています。とここまで述べてきて、国家安全保障の中核をなす防衛省において、「海上自衛隊の護衛艦など多数の艦艇で、安全保障に関する「特定秘密」に指定された情報を、資格がない隊員に取り扱わせる不適切な運用をしていた」旨報道され、幹部の辞任観測が浮上しました(注)。他国から信頼される情報管理体制は、国家安全保障の基本です。足元を掬われぬコンプライアンスを再構築するところから、政府機関や要路の努力を強く期待したいと思います。

(注) <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240706/k10014503301000.html>

2024/07/10 10:15 閲覧 <目次>

## 【 エッセイ 】 城塞

会員番号 0707 神尾博

LotL (Living off the Land) 攻撃は、PC やサーバにインストールされている OS やツール等の既存の機能を悪用する手法であり、環境寄生型攻撃や自給自足型攻撃とも呼ばれている。使用されるのは PowerShell や Cobalt Strike 等であり、不正なファイルが存在するわけではないため、当然ながら他のマルウェアより遥かに検出困難だ。さらには長期間・多数の利用実績のあるコードを使うことで、開発期間やコストの削減につながるというから、攻撃側にとっては良いこと尽くめだ。

これは戦国時代等の難攻不落の城にも当てはまる。外部からの攻撃ではなかなか降伏させられなくても、調略によって城内の重臣や兵を味方につけることにより、あっけなく落城するケースも多い。そうなるとあわよくば敵の武器や兵糧も濡れ手に粟で手に入る。また早期決着なら、味方の兵力の損耗も少なくて済む。降伏した軍を傘下に収めれば、城や領内のことを熟知しているため頼もしい存在となりコスパも高い。断崖や河川に囲まれた地形への築城や、堀、土塁、石垣、枡形等の敷設による物理的セキュリティを駆使するだけでは万全ではない。人的なセキュリティホールからの陥落へのリスクアセスメントも必要になる。

話を LotL に戻すと、たとえばペネトレーションテストツール（商品）である Cobalt Strike は、あるセキュリティベンダーの報告によると、2022 年から 2023 年の上半期にかけてインシデントの分析では、使用された痕跡の数が 1 位であったとされている。また、別のベンダーのレポートでは 2019 年から 2020 年にかけて 169% の増加が見られるそうだ。ファイルレスマルウェアのためパターン認識による検出は不可能であり、メモリのモニタリングやふるまい検知等での対処となる。

一方の城内の裏切り者対策としては、外部と接触できる者たちの挙動を監視したり、間者に言動を探らせたりすることになるだろう。ただ、重臣等の身分の高い者への疑惑が生じた場合、部下がなかなか主君に進言できにくいのは現代の組織の不祥事横行時と同様であったと推察する。



さて、ここで筆者が想起したのは、戦国武将・武田信玄が語ったと伝わっている「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇（かたき）は敵なり」である。今時は犯罪者と共謀し、過失に見せかけてランサムウェアをわざとダウンロードというのもあり得るかもしれない。情けは味方、この現代も組織トップや幹部と従業員/職員との信頼関係というの試されていることに変わりはない。

(このエッセイは、記事提供者の個人的な意見表明であり、SAAJ の公式見解ではありません。画像は Wiki により著作権保護期間満了後のものを引用しています。)

&lt;目次&gt;

**【コラム】システム監査のための会計・法律・数学・理科・教育課程再入門(8)**

会員番号 1644 田淵隆明 (近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト)

**§1.はじめに～H3 ロケットの打ち上げ成功と「だいち4号」の軌道投入成功**

7月1日、JaxaはH3ロケット3号機の打ち上げに成功し、光学衛星「だいち4号」の軌道投入にも成功した。今回はブースター・ロケットも装備し、万全の体制で臨むことができた。大変、喜ばしい。昨年の3月は「ぶつつけ本番」で実施し、蛇足な安全装置(しかも二重化)が仇となり、指令破壊という最悪の結果となってしまった。これも「第一次ゆとり教育」の悪弊である。

**§2.大手菓子メーカーのシステム・トラブルとカリキュラム**

大阪府に本拠を置く大手食品会社のシステム・トラブルが収束せず、4月3日(水)以降、乳製品や清涼飲料水などの出荷停止が続いていたが、ようやく7月16日(月)から順次出荷が再開となった。100日を超える障害であり、同社は連結売上予想を150億円下方修正した(→文献[8,9])。

**[1]IT業界の質の劣化の元凶**

IT業界の質が劣化し、大規模なシステム障害が頻発ようになった最大の元凶は「システム・インテグレータ認定・登録」の廃止による有資格者に対する待遇の劣化である。「認定」は2003年度税制改革により、2002年度限りで廃止され、「登録」は2009年8月の政権交代直後の事業仕分けにより、2009年度限りで廃止されてしまった。筆者としては、七夕の東京都での一件を見ると、非常に複雑な思いである。

**[2]SAP技術者・コンサルタントのドイツ語の知識の必須化(→文献[5-7])**

SAPの製造元SAP SEはドイツ南西部のBaden-Württemberg州(州都は自動車の街で有名なStuttgart)のWorldorfに本社がある。ドイツ語の知識を強化することがSAP導入時のトラブルを低減する強力な手段であることを我々は肝に銘じるべきである。近年、第二外国語を開講しない大学も多数存在するが、嘆かわしい。

**[3]新カリキュラムの地歴・公民について(→文献[3-7])**

現在の高3からの新カリキュラムでは、「第一次ゆとり教育」の残滓であった「現代社会」が遂に消滅し、「公共」に置き換えられた。また、日本の歴史教育を重視するため、従来の世界史の必須を取りやめ、日本史・世界史の近現代史を合わせた「歴史総合」が履修必修となった。また、(東大・京大・一橋を除く)文系が地歴は1科目選択であり、大半の学生が「歴史総合+日本史探究」選択であるため、「漢文が極端に難化したにも関わらず中国史の知識が欠ける」という、深刻な事態を招いている。「第一次ゆとり教育」以前より、日本地誌は中学で完了していたので、日本史は中学、世界史は高校とするべきである。

**[4]新カリキュラムの「学活・HR」及び「道徳」について**

中学・高校生の実情として、クラブ活動に加入すると、その後変更することは容易ではない。「(例えば硬式テニス部とソフトテニス部とバトミントン部、野球部とソフトボール部など類似するクラブ間で)選択を間違えた」と後悔する声は後を絶たない。筆者の経験でも、就職活動におけるOB訪問や、大学院生時代の予備校講師のポスト獲得においても、(場合によっては配偶者探しにおいても)大学入学直後のサークル選択は、人生に極めて大きな影響を与える。実情として、(特に男子は)大学のサークル加入時に「セレクション」があることが多く、中高のクラブ活動も重要な基準になっていることに留意するべきである。小学生～高校生のお子さんのおられる方々には注意を喚起しておきたい。

また、現在、小学校の「道徳」の時間は、正式な教科となっている。筆者としては、次のことを是非とも単元として追加するべきであると考えます。

#### (1)スポーツの歴史・実社会との関わりの学習

スポーツの歴史、ルール、服装、実社会における参加メンバー、及び、プロチームの実情など。上記のように、「大学のサークル選び」は、その後の人生に直結するので、小学生の段階から教育しておくべきである。

※音楽の場合は、オーケストラ部が無いので吹奏楽部に入部するケースも非常に多い。この際、Saxophone と Euphonium(Tenor Tuba)は通常オーケストラには無いことを知らないで選択してしまうケースも存在する。

なお、吹奏楽のコンクールは毎年夏に行われるが、棄権しない限り、**全ての参加校が金賞・銀賞・銅賞のいずれかを受賞でき、表彰され、かつ、トロフィーと賞状**を貰える。従って、「金賞」は1位とは限らず、「銅賞」は3位を意味せず、寧ろ、不名誉となる。このようなことも指導しておくべきであろう。

#### (2)交通標識教育(→文献[10])

近年、自転車に関する法規制が強化されている。特に、2024年5月17日に成立した改正道路交通法では「青切符」が導入され、2年以内に施行される。16歳以上を対象に適用され、113の違反行為が対象となる。また、危険行為15種類については「赤切符」制度が既に導入済みであり、3年以内に2度「赤切符」を切られると強制講習となり、違反すれば前科が付く(**対象は14歳以上**)。

このような状況にも関わらず、交通標識については、小中学校の交通安全教室では「止まれ」しか学習する機会がないのが現状である。多くの人にとって、標識について本格的に学習するのは運転免許の教習所であり、四輪ならば18歳以上、自動二輪ならば16歳以上である。しかし、一部の高等学校の「3ない運動」など、自動二輪免許取得を抑制を望む学校運営者・PTAにとって教習所との連携は賛同し辛い面もあると考えられる。また、家庭教育についても、共稼ぎの家庭や、母親が専業主婦でも免許非取得者の場合は困難である。以上の観点から、**「道徳」の時間に「安全教育」の名目で、標識教育を単元に加え、標識のテストを行い、成績評価の対象とするべき**である。

※1.現在、罰則対象外である「自転車での酒気帯び運転について3年以下の懲役、または50万円以下の罰金」となる罰則が新設された。

※2.一部の中学校では生徒手帳に標識を掲載しているケースもあるが、生徒手帳そのものが無い学校もある。

### §3.会計基準策定主体の引き継ぎ、及び、研究開発費の一律費用処理問題

#### [1] 会計基準の策定主体の一本化の続報(→文献[1-5])

我が会計基準の細目の策定主体は、財務会計基準機構(FASF)の企業会計基準委員会(ASBJ)と日本公認会計士協会(JICPA)に分かれていたが、後者の業務を前者に一本化する手続きが開始され、7月1日付けで「移管指針の適用による修正(2024/7/1)」が行われている。ただし、**我が国の産業競争力を蝕んでいる2006年の会計基準の改悪 = 「研究開発費の一律費用処理」 = 「実務対応報告第19号」**については、「移管指針の適用による修正(2024/7/1)」は付されていない。**このまま廃止すべき**である。

筆者が問題視してきた2006年の会計基準の改悪 = 「研究開発費の一律費用処理」は、IFRSコンバージョンに逆行するだけでなく、2008年のEUとの東京合意にも反しており、かつ、**我が国の産業界の国際競争力に壊滅的打撃を与えるだけでなく、アカデミックの世界でも研究者の地位を低下させるなど甚大な被害**を与えた。この重大なことが、法律・政令・内閣府令・省令でなく、(金融不祥事に端を発する財務省・金融庁分離によって設立された)**金融庁の外郭団体の一部局によって決められていた**のである。恐ろしいことである。

我が国の会計基準(JGAAP)の構造

分類	行政				その他(細目を決定)	
	法律	政令	内閣府令	法務省令	企業会計基準委員会 (ASBJ)	日本公認会計士協会 (JICPA)
制定改廃の権限	国会	閣議決定	内閣総理大臣	法務大臣		
金商法取引会社 (上場企業等)	金融商品取引法 (金融庁所管)	金融商品取引法 施行令	財務諸表等規則・連結財務諸表規則 (根拠:金融商品取引法第193条)		企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告	実務指針委員会報告
上記以外の会社に適用	会社法 (法務省所管)	会社法施行令		会社法施行規則・会社計算規則	← 今回の移管・統合	

[2]実務対応報告一覧(最新版) (→文献[3-5])

本来、経過措置・時限措置・特殊論点のためのものでありながら、第19号だけが異常に突出している。

【3】実務対応報告

ASBJ 基準・企業会計基準  
ASBJ 適用指針・企業会計基準適用指針  
ASBJ 実務対応報告

○:有効、△:廃止予定、×:廃止

公認会計士協会実務指針

番号	名称	分類	公表	最終改正	関連する企業会計基準等の番号	備考
1	旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い	経過措置	2002/3/29	2005/12/27	基準5.8.10 適用指針17	会社法施行(2006/5/1)に伴う制定 企業会計基準第10号による修正(2008/3/10) 企業会計基準第10号による修正(2019/7/4)
2	退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い	経過措置	2002/3/29	2007/2/7	基準26 適用指針1.25	企業会計基準第26号による修正(2016/12/18) ※関連する規定については、現行のものとした
3	潜在株式調整後1株当たり当期純利益に関する当面の取扱い	経過措置	2002/5/21		基準1 適用指針2 実務対応報告1	企業会計基準適用指針第4号第44項により廃止(2002/9/25) 財務諸表等規則・連結財務諸表規則(2002/03)の改正 改正実務対応報告第5号により廃止(2010/6/30)
4	連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱い	経過措置	2002/8/29			連結納税制度(2003/3/31以降に終了する年度より適用)連結納税制度を適用しようとする場合、初年度の中間財務諸表における税効果会計に関する規定
5	連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)	税効果に関する細則のQ&A	2002/10/9	2015/1/16	企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準」(1998/10/30) 基準22.28 適用指針22.28 実務対応報告4	実務対応報告第42号第34項(2021/8/12)により廃止 企業会計基準適用指針第26号による修正(2015/12/28) 企業会計基準第28号による修正(2018/2/16) 企業会計基準適用指針第28号による修正(2018/2/16) 企業会計基準適用指針第29号による修正(2018/2/16)
6	デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い	特殊な論点	2002/10/9		基準10 公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」(2000/1/31)	企業会計基準第10号による修正(2008/3/10) 企業会計基準第30号による修正(2019/7/4) 「デット・エクイティ・スワップ」とは、負債→純資産の振替
7	連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)	税効果に関する細則のQ&A	2003/2/6	2015/1/16	基準22.28 適用指針22.28 実務対応報告4.5	実務対応報告第42号第34項(2021/8/12)により廃止 企業会計基準適用指針第26号による修正(2015/12/28) 企業会計基準適用指針第27号による修正(2016/3/14) 企業会計基準第28号による修正(2018/2/16) 企業会計基準適用指針第28号による修正(2018/2/16)
8	コマーシャルペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示に関する実務上の取扱い	特殊な論点	2003/2/6		基準10 公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」(2000/1/31)	企業会計基準第10号による修正(2008/3/10) 「社債等の振替に関する法律」関連
9	1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い	細則のQ&A	2003/3/13	2010/6/30	基準24 適用指針4	企業会計基準第2号による修正(2013/9/13)
10	種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い	特殊な論点のQ&A	2003/3/13		基準10 実務対応報告6 公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」(2000/1/31)	企業会計基準第10号による修正(2008/3/10) 企業会計基準第10号による修正(2019/7/4)
11	外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い	特殊な論点	2003/9/22		企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」(1999/10/22) 公認会計士協会「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」(2000/1/31)	2004/4/1施行の改正法人税法により、資本金が1億円超の法人に対する「外形標準課税」の導入に関する規定 企業会計基準第27号第21項により廃止(2017/3/16)
12	法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示に関する実務上の取扱い	経過措置	2004/2/13		基準4	会社法施行(2006/5/1)に伴う制定 企業会計基準第4号第4項により廃止(2005/11/29)
13	役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い	経過措置	2004/3/9		適用指針6	適用期間の満了により、適用終了
14	固定資産の減損に係る会計基準の早期適用に関する実務上の取扱い	経過措置	2004/3/22		企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準」(2002/18)	
15	排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い	特殊な論点	2004/11/30	2009/6/23		京都議定書の「温室効果ガスの「排出権」取引に関連 実務対応報告第18号による修正(2017/3/29) 企業会計基準第9号による修正(2019/7/4) 移管指針「移管指針の適用」(2024/7/1)による修正
16	会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い	経過措置	2005/12/27		基準5.8 適用指針2.8.9.11 実務対応報告1.11 金融商品会計実務指針	会社法施行(2006/5/1)に伴う制定 企業会計基準適用指針第17号第29項により廃止(2007/4/25)
17	ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い	特殊な論点	2006/3/30		企業会計審議会「研究開発費に係る会計基準」(1998/3/13)	会社法施行(2006/5/1)に伴う制定 企業会計基準第29号第90項により廃止(2018/3/30)
18	連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い	簡便規定	2006/5/17	2019/6/28	基準10.21.22.24.26	会社法施行(2006/5/1)に伴う制定 日本基準で連結財務諸表を作成する場合、在外子会社においてIFRSを採用している場合は、5項目の組織だけで日本基準による個別財務諸表と見做して良いとする簡便規定で、任意適用。 企業会計基準第24号による修正(2020/3/31)
19	繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い	会計基準の実質的規定	2006/8/11	2010/2/19	企業会計原則注解15 会社計算規則	会社法施行(2006/5/1)に伴う制定 企業会計基準第24号による修正(2020/3/31) 移管指針「移管指針の適用」(2024/7/1)による修正なし★
20	投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い	特殊な論点	2006/9/8	2011/3/25	基準16.22 適用指針22	会社法施行(2006/5/1)に伴う制定 「法令等の改正に伴う企業会計基準の改定について」(2022/7/1) 移管指針「移管指針の適用」(2024/7/1)による修正
21	有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い	特殊な論点	2006/9/8	2009/3/27	有限責任事業組合法(2005/8/1)	会社法施行(2006/5/1)に伴う制定 移管指針「移管指針の適用」(2024/7/1)による修正

★研究開発費の一律費用処理の根拠→「開発費」の定義の縮小

【3】実務対応報告(続き)					ASBJ 基準:企業会計基準	ASBJ 適用指針:企業会計基準適用指針	公認会計士協会実務指針
○:有効、△:廃止予定、×:廃止					ASBJ 実務対応報告		
番号	名称	分類	公表	最終改正	関連する企業会計基準等の番号	備考	
22	厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い	○ 特殊な論点	2006/10/27		企業会計審議会の「退職給付に係る会計基準」(1998/6/16) 基準10	会社法施行(2006/5/1)に伴う制定 厚生年金基金制度に関する規定。(2008年の年金法改正) 企業会計基準第26号による修正(2012/5/17)	
23	信託の会計処理に関する実務上の取扱い	○ 特殊な論点	2006/8/11		適用指針19 公認会計士協会実務指針14 公認会計士協会実務指針15	信託法(2028/12/15)に関する規定 企業会計基準第16号による修正(2008/12/26) 企業会計基準第21号による修正(2008/12/26) 企業会計基準第22号による修正(2008/12/26) 企業会計基準第10号による修正(2019/7/4)	
24	特分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い	○ 簡便規定	2008/3/10	2018/9/14	基準16 適用指針22 実務対応報告18(※1)	※1 在外関連会社の個別財務諸表については、在外子会社に関する実務対応報告18号と同様に、簡便規定が任意適用できる。	
25	金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い	× 特殊な論点	2008/10/28		基準10 適用指針12.17.19 公認会計士協会実務指針14	企業会計基準第30号第21項により廃止(2019/7/4)	
26	債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い	× 特殊な論点	2008/12/5		基準10 適用指針12.17.19 公認会計士協会実務指針14	適用期間の満了により、適用終了(2010/3/31)。これは、2010/3/11にASBJが決議。	
27	電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い	○ 特殊な論点	2009/4/9			電子記録債権法(2007/6/27)関連	
28	改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に関する四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い	× 時限的規定	2012/1/20		改正法人税法(2011/12/2公布) 復興財源確保法(2011/12/2公布)	企業会計基準適用指針第29号第24項により、廃止(2018/2/16)	
29	改正法人税法及び復興財源確保法に伴い税率が変更された事業年度の翌事業年度以降における四半期財務諸表の税金費用に関する実務上の取扱い	× 時限的規定	2012/3/16		改正法人税法(2011/12/2公布) 復興財源確保法(2011/12/2公布) 実務対応報告28	企業会計基準適用指針第29号第24項により、廃止(2018/2/16)	
30	従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い	○ 特殊な論点	2013/12/25	2015/3/26		企業会計基準第25号に定める退職給付信託、企業会計基準第10号に定める実質的ディフィーゼンス等は適用されない。	
31	リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い	○ 特殊な論点	2014/6/30	2015/3/11	基準13 適用指針16	日本再興戦略(2013/6/14閣議決定)関連 経済産業省「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業事務取扱要領」(2014/3/3)	
32	平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い	× 時限的規定	2016/6/17			期間の満了により、適用終了 2016/4/11に取得した建物附属設備・構築物の減価償却方法が、定率法が廃止され、定額法に一歩化されたことによる会計上の取り扱いの規定。 企業会計基準第24号による修正(2020/3/31)	
33	リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い	○ 特殊な論点	2016/12/16		基準26 適用指針25	日本再興戦略(2013/6/14閣議決定)関連	
34	債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い	○ 特殊な論点	2017/3/29		基準26 適用指針25	実務対応報告第37号による適用時期の変更(2018/3/13) 企業会計基準第10号による修正(2019/7/4) 日銀のマイナス金利導入に伴う規定	
35	公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い	○ 特殊な論点	2017/5/2		民間資金法(H11法117)	「PFI(Private Finance Initiative: フライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」に関する規定	
36	「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」	○ 特殊な論点	2018/1/12		基準8 適用指針11.17	ストック・オプションに関する規定	
37	実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い	○ 時限的規定	2018/3/13		基準26 適用指針25 実務対応報告34	当初、2017年3月31日～2018年3月30日に終了する事業年度にのみ適用されるとされていた実務対応報告第34号を、当面の関連適用と規定。	
38	資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い	○ 特殊な論点	2018/3/14			暗号資産に関する規定 実務対応報告第30号の訂正(2018/4/28) 企業会計基準第10号による修正(2019/7/4) 「法令等の改正に伴う企業会計基準の改定について」(2022/7/1) 移管指針「移管指針の適用」(2024/7/1)による修正	
39	連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い	× 経過措置	2020/3/31		改正法人税法(2020/3/27成立)	連結納税制度の廃止・グループ通算制度の導入による規定	
40	LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い	○ 経過措置	2020/9/29	2022/3/17		ロンドン銀行間取引金利(London Interbank Offered Rate。=LIBOR)の廃止に伴う規定	
41	取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い	○ 特殊な論点	2021/1/28		改正会社法(2019/12成立)	取締役の報酬等として株式を無償交付する場合の規定	
42	グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い	○ 経過措置	2021/8/12		改正法人税法(2020/3/27成立) 適用指針26.28	連結納税制度の廃止・グループ通算制度の導入による規定 「法令等の改正に伴う企業会計基準の改定について」(2022/7/1) 企業会計基準第27号による修正(2022/10/28)	
43	電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い	○ 特殊な論点	2022/8/26		金融商品取引業等に関する内閣府令(H19府令52)	移管指針「移管指針の適用」(2024/7/1)による修正	
44	グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い	○ 特殊な論点	2023/3/31	2024/3/22	OECDのBEPS包括的枠組み		
45	資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する取扱い	○ 特殊な論点	2023/11/17		資金決済に関する法律(H21法59)	移管指針「移管指針の適用」(2024/7/1)による修正	
46	グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い	○ 特殊な論点	2024/3/22		OECDのBEPS包括的枠組み		

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用については、必ず、御自身で顧問会計士、弁護士、司法書士、その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

- [1]財務諸表等規則 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=338M50000040059>
- [2]連結財務諸表規則 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=351M50000040028>
- [3]「「軽減税率」田淵隆明が語る、IFRS&連結会計(I)」(最新版 2024/5/6)
- [4]「「軽減税率」田淵隆明が語る、IFRS&連結会計(II)」(最新版 2024/5/6)
- [5]「「軽減税率」田淵隆明が語る、「国際取引における連結上の照合・相殺消去」再考(2024/7/8)
- [6]「「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考」(最新版 2024/3/25)
- [7]「「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(II)」(最新版 2024/5/20)
- [8] <https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/news/24/00709/>
- [9] <https://www.glico.com/jp/newscenter/pressrelease/46440/>
- [10]道路標識一覧(国土交通省) <https://www.mlit.go.jp/road/sign/sign/douro/ichiran.pdf>

<目次>

**第288回月例研究会：講演録****テーマ：「JUAS「企業 IT 動向調査 2024」の結果からみる、転換期に挑み輝く IT 部門の役割」**

会員番号 1347 横倉正教（東北支部）

**【講師】** 一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会（JUAS）専務理事

中島 昭能（なかじま あきよし）氏

**【日時・場所】** 2024年6月12日（水）18:30 - 20:30、オンライン（Zoom ウェビナー）**【テーマ】** 「JUAS「企業 IT 動向調査 2024」の結果からみる、転換期に挑み輝く IT 部門の役割」**【要旨】**

30回目となる企業 IT 動向調査、2023年度調査は「転換期に挑み輝く IT 部門の役割」を重点テーマに掲げ実施された。DX 推進、情報セキュリティ、IT 投資の動向など、調査からみえてきた現状と今後の見通しを解説いただいた。

**【講演内容】****・企業 IT 動向調査 2024(2023 年度調査)の概要**

## 1.2023 年度の重点テーマ

- ・『転換期に挑み輝く IT 部門の役割』

## 2.当調査の特徴

- ・94 年度以来継続して実施し今回で 30 回目、ユーザー企業中心の動向調査
- ・経年変化をふまえた分析と、定量・定性調査を用いて多面的に分析
- ・年度別のトピックを重点テーマとして設定

**・企業 IT 動向調査 2024 重点テーマ**

## 『転換期に挑み輝く IT 部門の役割』

- ・現在、多くの企業にとって、またそこで働く社員にとって、多くの側面において著しい変化が起こる節目の時期にあり、様々な事柄で『転換期』が訪れたといえる。
- ・2022 年度調査では『予測困難な VUCA 時代を乗り越える IT 部門の役割』をテーマに掲げ、予測困難な時代を生き抜くための道筋と IT 部門の役割を探索した。
- ・2023 年度調査は『転換期に挑み輝く IT 部門の役割』をテーマに、未来に向けて IT 部門のこれからのあり方を考える。

## ・ 企業 IT 動向調査 2024 調査結果

- 1.業績と IT 予算
  - ・ 企業プロフィール
  - ・ IT 予算・投資マネジメント
- 2.企業の DX に影響を与えた激変の 3 年を振り返る
  - ・ 激変の 3 年間 (2020~23)
3. DX の取組みと成果
  - ・ DX
  - ・ データ活用
  - ・ 未来に向けたテクノロジー活用
- 4.システム開発とセキュリティ
  - ・ システム開発・IT 基盤
  - ・ 情報セキュリティ
- 5.人材不足への課題
  - ・ IT 人材
  - ・ IT 組織
- 6.総括と提言

・ 調査報告書は 2024 年 4 月 22 日より一般公開しています。

### 【所感】

アンケート調査は 4500 社を対象に 976 社から回答を得て、分析と考察を行った結果について解説していただいた。回答した企業の内、73.7%の企業が「IT 戦略」を「中期経営計画」または「単年度の事業計画」に盛り込んでおり、「IT 戦略」の重要性に対する認識が向上していることが伺える。

DX 推進の最重要目的を既存事業のコスト削減とする企業は多く、新規領域への展開を最終目的とする企業はまだ少なく、DX 本来の目的にあった推進があまり行われていないようである。また、現状の IT 部門の役割は、システムの構築や運用に関するものがほとんどであり、ビジネスプロセスの変革に係るものは少ないようである。

「言語系生成 AI」は、売上高 1000 億円以上の企業では積極的に導入されているが、売上高が 1000 億円未満の企業ではほとんど導入されておらず、二極化が進んでいるようである。

最後に、今回の調査結果は DX 推進を含めて今後の IT 戦略/IT 利活用の推進に寄与することを期待したい。

<目次>

**注目情報（2024.6～2024.7）****■「生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方 2024」**

～変革のための生成 AI への向き合い方～

経済産業省

公開日：2024年6月28日

生成 AI 技術の急速な進展、国内企業の導入が進んでいるが、本格的な利活用には課題がある。生成 AI の利活用を妨げる課題と解決に向けた示唆、生成 AI 時代の DX 推進人材のスキル、政策対応を取りまとめた。

**(1) 生成 AI の利活用を妨げる課題と解決に向けた示唆**

- ・生成 AI への理解不足と向き合い方：目的志向のアプローチ、環境整備と実験、答えでなく問いを深める
- ・経営層の姿勢、関与：経営層自身がビジョン・方針を定め、変革推進人材の役割を定義
- ・推進人材とスキル：スキルトレンドをデータドリブンに捉え、人材定義・教育・活躍の場作り
- ・データの整備：全社的なデータマネジメントとデータ「目利き」人材の育成・確保

**(2) 生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキル**

- ・DX 推進人材は、より創造性の高い役割として、リーダーシップや批判的思考などパーソナルスキルやビジネス・デザインスキルが重要となる。
- ・DX 推進人材には「問いを立てる力」や「仮説を立て・検証する力」、に加えて「評価する・選択する力」が求められる。
- ・DX 推進人材に求められるスキル
  - ・ビジネスアーキテクト：選択肢から適切なものを判断する選択・評価する力
  - ・デザイナー：独自視点の問題解決能力、顧客体験を追求する姿勢
  - ・データサイエンティスト：利活用スキル（使う、作る、企画）、背景理解・対応スキル（技術的理解、技術・倫理・推進の各課題対応）
  - ・ソフトウェアエンジニア：AI スキル（AI ツールを使いこなす）、上流スキル（設計・技術面でビジネス側を牽引）、対人スキル
  - ・サイバーセキュリティ：AI 活用の利益とリスク評価、社内管理スキル、コミュニケーションスキル

**(3) 生成 AI を踏まえた人材・スキルの在り方に関する政策対応（省略）**

参考：経済産業省 ニュースリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240628006/20240628006.html>

被監査側である DX 推進人材に求められるスキルに対して、これからシステム監査人にはどのようなスキルが求められて来るのでしょうか。

&lt;目次&gt;

## 【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SAAJ 月例研究会（東京）		
第 290 回	日時	2024年9月9日(月) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	個人情報保護法の基本
	講師	個人情報保護委員会 事務局 河村龍磨（かわむら りゅうま）氏
	講演骨子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護法とは</li> <li>・個人情報保護法の改正経緯</li> <li>・個人情報取扱事業者が守るべきルール</li> <li>・漏えい等報告と安全管理措置</li> <li>・10のチェックポイント</li> <li>・個人情報保護委員会について 等についてご説明します。</li> </ul>
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
	お申込み	<a href="https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/290.html">https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/290.html</a>



&lt;目次&gt;

2024.7

**協会からのお知らせ 【 2024 年度秋期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集 】**

2024 年度秋期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集の〔公告〕が協会のホームページに掲載されています。資格取得を企図されている各位はご参照願います。〔公告〕の概略は下記の通りですが、申請書等の資料のダウンロードなども、ホームページからお願い致します。

([https://www.saj.or.jp/csa/csaboshu/csaboshu\\_autumn.html](https://www.saj.or.jp/csa/csaboshu/csaboshu_autumn.html))

[補足]

システム監査技術者試験の合格者以外でも、従来から情報セキュリティその他の高度情報処理技術者試験合格者、中小企業診断士、公認会計士、技術士、ITC、CISA、ISMS/プライバシーマーク主任審査員などの各位も、「特別認定講習」を修了することでシステム監査人補の認定申請が出来ました。2017年からこれに加え、情報処理安全確保支援士、米国公認会計士、内部監査人、QMS主任審査員、公認情報セキュリティ監査人が、「特別認定講習」を修了することでシステム監査人補の認定申請が出来るようになりました。さらに2023年12月に特別認定制度を改定し、PMI (Project Management Institute) が認定するプロジェクトマネジメントの資格「PMP (Project Management Professional) 」を加えました。また、申請前直近6年間のシステム監査実務経験（実務経験みなし期間）が2年以上あれば、公認システム監査人の認定申請が出来ます。（<https://www.saj.or.jp/csa/csaboshu/620301CSAASAbosyuyoko.pdf>）

----- 記 -----

2024 年 8 月 1 日

認定特定非営利活動法人日本システム監査人協会

公認システム監査人認定委員会

**2024 年度秋期****公認システム監査人及びシステム監査人補の募集について****〔公告〕**

認定特定非営利活動法人日本システム監査人協会（以下、協会という）は、公認システム監査人認定制度（2002 年 2 月 25 日制定）（以下、制度という）に基づき、「公認システム監査人(Certified Systems Auditor : CSA)」および「システム監査人補(Associate Systems Auditor : ASA)」を認定するため、2024 年度秋期公認システム監査人およびシステム監査人補の募集を行います。募集の概要と申請書等の資料の入手方法は、以下のとおりです。

**1. 認定資格**

公認システム監査人およびシステム監査人補とする。

**2. 申請条件**

- 認定申請者は、経済産業省が実施するシステム監査技術者（旧情報処理システム監査技術者）試験に合格していること。（制度 2（5）特別認定制度に基づく特別認定講習の修了により、上記試験の合格者と同様に取り扱う者を含む）
- 公認システム監査人の申請者は、申請前直近 6 年間のシステム監査実務経験（実務経験みなし期間）が 2 年以上あること。

## 3. 認定申請

## (1) 申請書類（記入方法は、募集要項参照）

公認システム監査人およびシステム監査人補の申請書類は、次表のとおりとする。

申請書類	公認システム監査人	システム監査人補	記事
(1)認定申請書	○	○	様式1
(2)監査実務経歴書	○	—	様式2
(3)小論文	○	—	様式3
(4)宣誓書	○	○	様式4
(5)資格証明（写）	○	○	
(6)申請手数料振込書 （写）	○	○	
(7)面接試験	□	—	別途通知

(注1) ○印の資料一式を申請書類として提出する。

(注2) □印については、面接試験を実施する。

備考：公認システム監査人とシステム監査人補を同時申請する場合は、公認システム監査人用の申請書類を提出する。

## (2) 面接試験

申請書類審査後、認定委員会が別途指定・通知する日時場所において、面接試験を受ける。

## 4. 募集期間

2024年8月1日（木）～2024年9月30日（月）（同日消印まで有効）

## 5. 認定申請手数料（消費税10%を含む）

申請手数料	協会会員	非会員
(1) 公認システム監査人認定申請手数料 (注1) システム監査人補と同時申請する場合も手数料は同じです。	22,000円	33,000円
(2) システム監査人補が申請する場合の公認システム監査人認定申請手数料	11,000円	16,500円
(3) システム監査人補認定申請手数料	11,000円	16,500円

## 6. 資料の入手方法

([https://www.saa-j.or.jp/csa/csaboshu/csaboshu\\_autumn.html](https://www.saa-j.or.jp/csa/csaboshu/csaboshu_autumn.html)) から

【個人情報の取り扱いについて】 ⇒ 「同意する」ボタンを押下

## (1) 「公認システム監査人、システム監査人補 募集要項」

ダウンロード（PDF形式）

## (2) 申請書等様式一式

- ・認定申請書（様式1）：Word形式
- ・監査実務経歴書（様式2）：Word形式
- ・小論文（様式3）：Word形式
- ・宣誓書（様式4）：Word形式

## (3) 公認システム監査人認定制度のダウンロード

・PDF形式

## (4) 「公認システム監査人制度」創設のお知らせ（2002年7月1日）のダウンロード

・PDF形式

## (5) 特別認定講習に関する情報

（・特別認定講習機関認定についてはHPの当該URLから参照）

以上  
<目次>

2024.7

## 【 新たに会員になられた方々へ 】

Welcome

新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。  
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認  
ください

- ・ホームページでは協会活動全般をご案内 <https://www.systemkansa.org/>
- ・会員規程 [https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin\\_kitei.pdf](https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf)
- ・会員情報の変更方法 <https://www.saaj.or.jp/members/henkou.html>

## 特典

- ・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <https://www.saaj.or.jp/nyukai/index.html>  
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひ  
ご参加を

- ・各支部・各部会・各研究会等の活動。 <https://www.saaj.or.jp/shibu/index.html>  
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見  
募集中

- ・皆様からのご意見などの投稿を募集。  
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。  
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

## 出版物

- ・「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」
- ・「失敗しないシステム開発のためのプロジェクト監査」
- ・「情報システム監査実践マニュアル」 などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。  
<https://www.saaj.or.jp/shuppan/index.html>

## セミナー

- ・月例研究会など、セミナー等のお知らせ <https://www.saaj.or.jp/kenkyu/index.html>  
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。  
<https://www.saaj.jp/04Kaiin/60SeminarRireki.html>

CSA  
・  
ASA

- ・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。  
「CSA：公認システム監査人」と「ASA：システム監査人補」で構成されています。  
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
- ・CSAサイトで詳細確認ができます。 <https://www.saaj.or.jp/csa/index.html>

## 会報

- ・過去の会報を公開 <https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>  
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

お問い  
合わせ

- ・お問い合わせページをご利用ください。 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/index.html>  
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

&lt;目次&gt;

【 SAAJ 協会行事一覧 】 赤字：前回から変更された予定			2024. 7
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
7月	11：理事会 12：支部助成金支給	8：第 289 回月例研究会 中旬：秋期 CSA・ASA 募集案内	14：支部会計報告〆切
8月	(理事会休会) 3：中間期会計監査	1：秋期 CSA・ASA 募集開始～9/30 1：第 42 回 CSA フォーラム	
9月	12：理事会	9：第 290 回月例研究会 28-29：第 44 回システム監査実務セミナー 30：秋期 CSA・ASA 募集締切	
10月	10：理事会 13：情報処理技術者試験会場での 入会案内チラシ配布	12-13：第 44 回システム監査実務セミナー 21：第 291 回月例研究会（準備中）	13：秋期情報処理試験・情報処理 安全確保支士試験 26：13:30 会員活動説明会
11月	11：予算申請提出依頼（11/27〆切） 支部会計報告依頼（1/8〆切） 14：理事会 18：2025 年度年会費請求書発送準備 27：本部・支部予算提出期限 27：会費未納者除名予告通知発送	18：第 292 回月例研究会（準備中） 中旬～下旬：秋期 CSA 面接 中旬：CSA・ASA 更新手続案内 〔申請期間 1/1～1/31〕	9：2024 年度支部合同研究会 （大阪・天満橋にて開催）
12月	1：2025 年度年会費請求書発送 1：個人番号関係事務教育 12：理事会：2024 年度予算案承認 会費未納者除名承認 第 24 期総会(2/21)審議事項確認 13：総会資料提出依頼（1/8〆切） 13：総会開催予告掲示 20：2024 年度経費提出期限	上旬：CSA 面接結果通知 中旬：CSA/ASA 更新手続案内メール 〔更新申請期間 1/1～1/31〕 下旬：秋期 CSA 認定証発送	12：協会創立記念日
<b>前年度に実施した行事一覧</b>			
1月	9：総会資料提出期限 16:00 9：役員改選公示(1/22 立候補締切) 11：理事会：総会資料原案審議 22：17:00 役員立候補締切 27：2023 年度会計監査 31：償却資産税申告期限 31：総会申込受付開始（資料公表）	1-31：CSA・ASA 更新申請受付 22：春期 CSA・ASA 募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕 24：第 284 回月例研究会	9：支部会計報告提出期限
2月	1：理事会：通常総会議案承認 29：2024 年度年会費納入期限 29：消費税申告期限	2/1-3/31：CSA・ASA 春期募集 下旬：CSA・ASA 更新認定証発送	16：13:30 第 23 期通常総会
3月	1：年会費未納者宛督促メール発信 14：理事会 28：法務局：活動報告書提出、 東京都：NPO 事業報告書提出	1-31：春期 CSA・ASA 書類審査 11：第 285 回月例研究会	
4月	11：理事会	初旬：春期 CSA・ASA 書類審査 中旬：春期 ASA 認定証発行 22：第 286 回月例研究会	21：春期情報処理技術者試験・ 情報処理安全確保支士試験
5月	9：理事会	11-12：第 43 回システム監査実務セミナー （日帰り 4 日間コース前半） 8：第 287 回月例研究会 中旬・下旬土曜：春期 CSA 面接 25-26：第 43 回システム監査実務セミナー （日帰り 4 日間コース後半）	
6月	1：年会費未納者宛督促メール発信 11：理事会 19：年会費未納者督促状発送 22～：会費督促電話作業（役員） 28：支部会計報告依頼（〆切 7/10） 30：助成金配賦決定（支部別会員数）	上旬：春期 CSA 面接 12：第 288 回月例研究会 中旬：秋期 CSA・ASA 募集案内 中旬土曜：春期 CSA 面接 下旬：春期 CSA 面接結果通知 中旬～下旬：春期 CSA 認定証発送	3：認定 NPO 法人東京都認定日 （初回：2015/6/3）

**【 会報編集部からのお知らせ 】**

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

**□ ■ 1. 会報テーマについて**

2024 年の会報年間テーマは、 **「時代が求めるシステム監査」** です。

生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代に、システム監査やシステム監査人に求められているものは何か、そしてシステム監査人は求められている更にもその先を目指してどう立ち向かってゆけばよいか、という意味でこのテーマとしております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

**□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて**

協会設立からの会報第 1 号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>

### □ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

#### ■ 募集記事

1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則 1 ページ 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 <a href="https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx">https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx</a>
2.	記名投稿	原則 4 ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 <a href="https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx">https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx</a>
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	現在「論文」の募集は行っていません。

#### ■ 投稿について 「会報投稿要項」

- ・ 投稿締切：15 日（発行日：25 日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・ 投稿先：[saajeditor@saaj.jp](mailto:saajeditor@saaj.jp) 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
  - ✓ 会員番号
  - ✓ 氏名
  - ✓ メールアドレス
  - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
  - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

#### ■ 注意事項

- ・ 原稿の主題は、[定款](#)に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先：[saajeditor@saaj.jp](mailto:saajeditor@saaj.jp)

**会員限定記事**

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

[https://www.saaj.or.jp/members\\_site/KaiinStart](https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart)

ログイン ID（8桁）は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

[https://www.saaj.or.jp/members\\_site/KaiinStart](https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart)

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■ S A A J 会報担当

編集委員：竹原豊和、安部晃生、豊田諭、石山実、金田雅子、坂本誠、田村修、辻本要子、  
野嶽俊一、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス：saajeditor ☆ saaj.jp（☆は投稿時には@に変換してください）

Copyright(C)1997-2024、認定 NPO 法人 日本システム監査人協会

<目次>